

# 令和4年度 自動運転等デジタル技術を活用した 交通サービス検討業務委託 業務説明書

## 1 業務の目的

本業務は、自動運転、A I オンデマンド交通、M a a S、新たな公共交通の利用促進策等の導入を想定し、技術面・運用面での具体的な課題や、公共交通の維持・確保に向けた検討材料を抽出するため、次世代のデジタル技術を活用した交通サービスを検討し、実証実験に向けた実施計画（以下「実施計画」という。）の作成を行うことを目的とする。

県内の実証実験候補地（以下「候補地」という。）4地域について、将来的な実装可能性調査を行った上で、特にポテンシャルが高いと思われる地域について、実証実験に向けた実施計画を作成する。上記のほか、当該自治体において既にデジタル技術を活用した交通サービスの導入を検討している1地域については、県が実証に向けた技術的な助言等を行うことを補助する。

実施計画作成に向け、国内で自動運転を実装している地域や公共交通サービスに自動運転等の技術を導入している地域を中心に事例収集を行うとともに、実証実験に係る国庫補助金の活用に関する調査も行う。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度 自動運転等デジタル技術を活用した交通サービス検討業務委託
- (2) 業務番号 第101-委-1号
- (3) 業務場所 県内5地域  
(下記4つの観点からそれぞれ県が選定した4地域及び既に検討中の1地域)
  - ① 観光地での自動運転
  - ② オールドニュータウンでの自動運転
  - ③ 山間地での自動運転
  - ④ 公共交通空白地帯での先端技術を活用した交通サービス
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から、令和5年3月24日（金）まで
- (5) 業務目安 14,500千円（税込み）を限度とする。

## 3 業務内容

- (1) 先進事例の調査
  - ・ 自動運転を実装している地域を中心に事例収集したうえで、導入されている自動運転技術や車体等に分類し、整理する。
  - ・ 公共交通サービスに自動運転、A I オンデマンド交通、M a a S等の先端技術を導入している地域について事例収集したうえで、道路状況、走行安全性、社会受容性及び

交通事業者の公共交通への受入可能性といった視点などできるだけ多角的な視点から整理する。

- ▶ 内閣府S I P「自動運転（システムとサービスの拡張推進委員会）」、経済産業省及び国土交通省共同実施の「自動運転レベル4等モビリティサービス研究開発・社会実装プロジェクト（RoAD to the L4）」、警察庁「自動運転の公道実証実験」、「道路交通法の改正」など政府や各省庁の動向についても調査すること。
- ▶ 事例調査状況については、（5）に記載する各地域協議会での資料とするため、継続的に先進事例の調査を進めること。
- ▶ 最終のとりまとめ資料は、関係機関や住民等への説明資料として使用することを前提に、分かりやすくビジュアル化して取りまとめること。

## （2） 実証実験内容の整理

- ・ 発注者が選定した4地域の想定される実証内容について、実現可能性を高めるために、受注者において、（1）で調査した先進事例や技術的な視点から整理する。
- ・ 各候補地の自治体から提案された原案の熟度が低いものについては、今後、実証実験が可能となるよう、実証内容について再度検討し、助言を行う。

## （3） 現地調査

- ・ （2）において整理した4地域について、実証実験の実現可能性が高い地域（最大3地域）について、地域特性や交通の現状と課題、実証内容（走行経路、使用車両、利用者数等）について整理し、実証実験を実施するうえでの課題等を確認するため、現地調査を実施する。
- ・ 各候補地の自治体と協力し、地域特性、技術特性を踏まえた実現可能性等を把握し、導入の難易度を評価するとともに、交通事業者の公共交通への受入可能性について検討を行う。

## （4） 実証実験候補地における実証実験の実施計画の作成

- ・ （3）において検討した地域について、実証実験の実現可能性が高いと判断された地域（最大2地域）について、実証実験箇所、実証実験内容、概算事業費、事前に協議が必要な関係者リスト、スケジュール及びその他必要事項を記載した実施計画を作成する。
- ・ 実証実験での検証内容（走行安全性や実証実験着手までに解決する事項、実証実験時に想定されるトラブルとその解決策及びその他必要な事項等）の整理や検証方法の設定を行い、実施計画に反映する。
- ・ 特に、公道における自動運転の実証実験については、道路構造、交通環境条件、自然環境条件及び採用技術の適応性等の視点で検証項目を作成する。また、許可要件についてもリスト化する。

- ・ 実施計画作成にあたっては、候補地の地域課題となる、観光、福祉等と公共交通サービスとの連携のあり方についても記載する。
- ・ 作成した各実証実験の実施計画を鑑み、実証実験において活用が想定される国庫補助金について検討する。
  - 実施計画の作成にあたっては、（５）に記載する地域協議会での決定内容や協議内容を踏まえ作成すること。
  - 最終の実施計画は、関係機関や住民等への説明資料として使用することを前提に、実施計画の概要版も併せて作成すること。
  - 実証実験は、令和５年度に実施予定として実施計画を策定すること。

#### （５） 地域協議会の運営

- ・ （４）において、実証実験の実現可能性が高いと判断された候補地（最大２地域）について、実施計画を検討するための地域協議会をそれぞれで立ち上げ、各２回程度会議を実施する。
- ・ 地域協議会の会場設営費、検討会資料印刷費（出席者は各30名程度を想定）及び運営費は受注者の負担とする。
- ・ 地域協議会のメンバーについては、発注者が地域協議会の目的を達成するに相応しいメンバーを選定し、依頼する。なお、協議会に参加する有識者（２名程度）については、発注者が委員就任依頼を行うが、受注者が選考・参加調整を行うものとする。
- ・ 有識者委員への報償費は10,900円/人日、旅費は実費とし、本業務の委託費に含むものとする。
  - 地域協議会は原則として対面によるものとするが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、オンラインでの開催も実施できるようにすること。

#### （６） 技術的助言の補助

- ・ 既にデジタル技術を活用した交通サービスの導入を検討している１地域について、県が実証に向けた技術的な助言等を行うことを補助する。

#### （７） 報告書作成

- ・ 上記（１）～（６）にかかる検討結果を業務報告書として取りまとめるとともに、業務報告書の概要版を作成する。

### ４ 成果品の提出

業務の成果品は、次のとおりとする。

#### （１） 提出物

- ・ 業務報告書及び概要版

#### （２） 体裁及び提出部数

- ・ 紙媒体（A4カラー簡易ファイル製本）：2部
- ・ 電子媒体 CD-RもしくはDVD-R：2枚  
（ワード、エクセル、パワーポイント等の可変データ及びPDFデータの2種類）

## 5 打ち合わせ協議

本業務における打ち合わせは、業務計画書提出時1回、中間打ち合わせ時2回（協議会前）、成果品納入時1回の計4回行うものとする。

本業務に関する打ち合わせ記録の整理は受注者が行い、速やかに打ち合わせ記録簿を提出するものとする。また、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打ち合わせ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する様な質疑応答・指示等があった場合については、記録簿を作成し提出するものとする。

なお、本打ち合わせは、原則として対面によるものとするが、やむを得ない事情がある場合や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、web会議等にて行うこともできる。

## 6 貸与資料等

- (1) 貸与資料なし
- (2) その他、業務実施において必要となる資料については、調査職員と協議の上、別途貸与（閲覧）するものとする。

## 7 業務上の注意事項

- (1) 本業務の履行にあたっては、「本業務説明書」及び「特定された技術提案書により作成する特記仕様書」によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」によるものとする。
- (2) 本業務説明書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- (3) 本業務の履行に必要な経費は、本業務説明書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- (4) 貸与された参考資料等は、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。
- (5) 受注者は、県から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (6) 成果品及び業務遂行の過程で作成された図表、資料等の著作権等、一切の知的所有権は発注者に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、発注者の承諾を必要とする。
- (7) 委託契約完了後においても、成果品に誤りや不備があった場合は、受注者の責任において速やかに修正するものとする。

以上